

国不入企第43号
令和7年1月31日

主な民間発注者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

建設業退職金共済制度における電子申請方式と証紙貼付方式の併用について

建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）については、建設労働者の福祉の増進を図るとともに、建設労働者の雇用労働条件の改善を通じて建設業の健全な発展を図る観点から、その普及徹底を推進してきたところであり、貴団体におかれても、ご協力をいただいているところです。

今般、建退共制度の電子申請方式の積極的な活用を促すため、「建設業退職金共済制度における電子申請方式の導入等について」（令和3年3月30日付雇均発0330第4号・国不建整第184号）及び「建設業退職金共済制度における電子申請方式及び証紙貼付方式の運用等」について」（令和3年3月30日付雇均勤発0330第1号・国不建整第186号）の改正を行い、元請事業主が建退共制度関係事務を下請事業主から受託する際に、一つの現場で電子申請方式と証紙貼付方式の両方を併用することが事務の効率化に資する場合においては、その併用も差し支えない旨について、建設業者団体に対して通知（別添1・2）を行っているので、参考まで送付いたします。

つきましては、貴団体傘下の企業へ周知していただき、各企業におかれても、建退共制度の意義、運用徹底の趣旨、電子申請方式の一層の利用促進及び建設キャリアアップシステムとの連携の意義等を踏まえた建退共制度の適正履行について協力されるとともに、下記について、引き続きご協力及びご配慮をお願いいたします。

記

1. 建退共制度は、公共工事・民間工事を問わず、現場で働く建設労働者を雇

用する場合に適用される制度であることから、民間工事についても、共済契約者等において建設技能者が働いた日数に応じて掛金の納付等が適切に行われるよう、制度が適正に運用されることが必要であること。

2. 建退共制度の掛金納付に係る受注者の費用は、工事の施工に従事する建設労働者に係る必要経費であり、工事の請負金額に適切に反映されるべきものと解されること。

以上